

令和8年度募集（令和9年1月1日採用）

鹿嶋市任期付職員 （障害児相談支援員） 採用試験募集要項

- ◎ 採用予定年月日：令和9年1月1日
- ◎ 受付期間：令和8年10月22日（木）～令和8年11月6日（金）
- ◎ 試験日：令和8年11月13日（金）
- ◎ 受付開始：午後1時10分
- ◎ 試験会場：鹿嶋市役所3階会議室

受験申込書請求先及び申込先

鹿嶋市総務部人事課（第1庁舎2階）

TEL：0299-82-2911（内線241～243）

〒314-8655 鹿嶋市大字平井1187番地1

令和 8 年度鹿嶋市任期付職員（障害児相談支援員）採用試験募集要項

1 試験職種，採用予定人員及び勤務場所

試験職種	障害児相談支援員
採用予定人員	1 名程度
勤務場所	総合福祉センター

※組織改編などにより，勤務場所が変わる場合があります。

2 任期

令和 9 年 1 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで（2 年 3 か月）（※）

※任期は，勤務成績が良好な場合の任期であり，良好でない場合は短縮になる場合もあります。また，採用された日から 4 年 3 か月を超えない範囲で延長する場合があります。

3 受験資格

- （1）昭和 4 5 年 4 月 2 日以降に生まれた人で，相談支援従事者初任者研修又は相談支援従事者現任研修を修了済みで，かつ 1 年以上の相談支援（児童）従事経験のある人
- （2）道路交通法施行規則第 2 条に規定する普通自動車運転免許を有する人

4 欠格事項

次のいずれかに該当する人は受験できません。

- （1）日本の国籍を有しない人
- （2）拘禁刑以上の刑に処せられ，その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- （3）鹿嶋市職員として懲戒免職の処分を受け，当該処分の日から 2 年を経過しない人
- （4）日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し，又はこれに加入した人

5 試験内容

試験	方法
面接試験	個別面接により，主として，人物について評定を行います。
作文試験	文章表現力等について試験を行います。
職場適応性検査	職場における適応性を，職務に関連する性格から見ます。

※試験内容は，変更になる場合があります。

6 試験日及び試験会場

- （1）試験日 令和 8 年 1 1 月 1 3 日（金）
- （2）試験会場 鹿嶋市役所（茨城県鹿嶋市大字平井 1 1 8 7 番地 1）

(3) 試験当日持参するもの

- ①受験票（持参しない受験者は、受験できない場合があります。）
- ②HBの鉛筆，消しゴム

7 合格者の発表

(1) 時 期：令和8年11月下旬

(2) 方 法：受験者全員に文書で通知

※合格者に対して健康診断書を提出していただき，勤務に支障がないと認めた場合は，令和9年1月1日に採用する予定です。

8 勤務条件

(1) 月額給与 306,280円

（地域手当4%を含んだ額です。この金額は令和8年10月1日現在の
ものであり，今後給与改定等により変更になる場合があります。）

その他については，一般職員に準じて，扶養手当，住居手当，通勤手当，
期末・勤勉手当，時間外勤務手当，退職手当等が支給要件に応じて支給され
ます。

(2) 勤務時間・休暇等

①勤務時間 7時間45分／日

②休 暇 年間20日の年次有給休暇，疾病等の場合に与えられる療養
休暇，その他特別休暇等があります。

9 受験手続

(1) 提出書類

①受験申込書（本市指定のもの）

②身上申告書（本市指定のもの）

③PRシート（本市指定のもの）

④相談支援従事者初任者研修又は相談支援従事者現任研修の修了証の写し

※①から③までの書類については，市HPからダウンロードするか，人事課
に直接請求してください。

(2) 受験申込受付期間

①受付期間 令和8年10月22日（木）から令和8年11月6日（金）
まで

土曜日，日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時
15分まで

なお，郵便の場合は，令和8年11月6日（金）午後5時1
5分までに人事課事務室（鹿嶋市役所第1庁舎2階）に到着し
たものに限り受け付けます。

②提 出 先 鹿嶋市総務部人事課へ直接持参又は郵送

郵便で申し込む場合は，110円切手を貼り，宛先を明記し
た返信用封筒（長形3号）を同封し，「簡易書留」など確実な方

法で提出してください。

10 その他

- (1) 今回は、任期付職員募集であり、一般職員の採用に関していかなる優先権を与えるものではありません。
- (2) 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。また、受験申込書等に記載漏れや不実記載があった場合は、試験に合格しても、合格を取り消すことがありますので、注意してください。